

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月10日発行

Vol.502

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



新型コロナワクチン接種 ～会場への来場時間についてのお願い～

会場に早く来すぎないでください

他の自治体のワクチン接種において、受付時間の前に多数の高齢者の方が会場に集まり、円滑な接種の妨げになる事案が発生したことから、ご理解ご協力をお願いします。

- ・会場に早く来すぎないようにお願いします。会場前に待機場所はありません。
- ・受付時間より早く来場していただいても受け付けできません。
- ・受付時間より前に多くの人が集まると、3密が発生し感染リスクが高まります。
- ・場合によっては熱中症になる恐れがあります。
- ・「途中でワクチンがなくなる」、「接種ができなくなる」といったことはありません。

慌てず焦らずに接種会場までお越しください

目次

●「みなみそうまトピックス」から

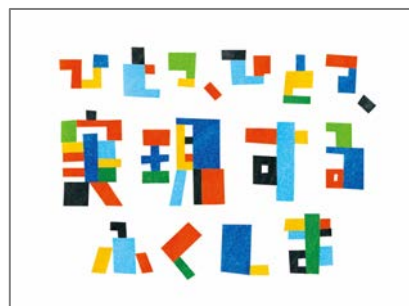
- ・馬を用いた観光サービス開始 --- 2

●被災自治体News

南相馬市 -----	3
浪江町 -----	5
双葉町 -----	9

●交流ルームひばり通信

- ・一時帰宅について ----- 9
- ・6月の「ひばり」 ----- 10



5/29(土)

馬を用いた観光サービス開始

馬との触れ合いの機会を増やし、馬を身近に感じてもらうことを目的に、地域おこし協力隊の神瑛一郎氏（Next Commons Lab南相馬）が、5月29日（土）から2つの観光サービスを開始しました。

一つ目は小高パイオニアビレッジから小高神社間を馬に乗って歩ける「小高うまさんぽ」、二つ目は馬事公苑や烏崎海岸を散策できる「トレッキング」です。

どちらのサービスもたすなを引いてもらって乗馬するため、未経験でも安心して楽しめます。





南相馬市からのお知らせ

【一般分(64歳以下)】新型コロナウイルスワクチンの接種について

6月9日HP更新

南相馬市に住民票がある方で他市町村に避難している方 (南相馬市に避難住民届を提出している方)

6月下旬以降、順次、接種券・予診票・住所地外接種届出済証などを、避難先住所に発送します。

接種の予約などについては、接種券が届いてから、避難先市町村にお問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉部 新型コロナ対策課

TEL 0570-783-045

三条市で接種を受けるときは

※接種券などが届いてから、問い合わせや予約をしてください。

【予約方法】 6月21日から受け付け開始

1. 市内にかかりつけ医がある人は、市内の個別接種の医療機関一覧で、かかりつけ医が接種を行うか確認してください。

▶ 新型コロナワクチン接種実施機関一覧（三条市HP）

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/kenkozukurika/kenshin/13805.html>



2. コールセンター0256-33-8780に電話して予約します。
※インターネットでの予約はできません。

おだか認定こども園掲示板

夏まで待てないね。大好き水遊び1歳2歳

6月3日



おもちゃのタコちゃんも気持ちいいね



お水、気持ちいいね！



とうとう服のままジャブジャブ！



はっぱちゃん、お水おいしいですか？



はっぱも、のどが渴いたでしょう。



先生。お水、もっと、もっと！！！！

そら豆むいてみました

6月4日

きりん組の、お兄さんお姉さんが、そら豆をむくのを手伝ってくれました。

絵本「そら豆くんのベッド」でおなじみのそら豆くんですが、本物のそら豆に触れるのもさやから取り出すのも初めて、という園児がほとんどで、皆、真剣な表情でした。

むいた、そら豆は、給食の先生が丁寧に洗って調理してくれました。



さあ！みんなでそら豆をむこう！



よ～し！むけたぞ！



そら豆いっぱい！いくつあるのかな？



そら豆ご飯の出来上がり！あ～おいしかった！

問い合わせ

こども未来部 こども育成課

TEL 0244-24-5242



浪江町からのお知らせ

浪江町民のADRの和解事例を掲載します【6月4日更新】

6月4日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、ADRセンター）のホームページでは、1737件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にさせていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものをまとめました。

▶ 浪江町民の和解事例【6月4日更新】(Excelファイル)

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14335.xlsx>



その他の和解事例はADRセンターのホームページをご覧ください。

▶ ADRセンターホームページ【和解仲介の結果の公表について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm



ADR申立てをするには？

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。申立書の取得等は以下のページをご覧ください。

▶ 浪江町HP【個人でのADR申立てについて】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



ADR申立てについて「よくある質問」を掲載しています。

▶ 浪江町HP【賠償（ADR申立て）よくある質問】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/life/21/65/170/>



和解事例の紹介（一部抜粋）

【家族がばらばらに避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1445	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年5月分から平成25年7月分まで、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定を受けた近親者を介護していたことを考慮して、更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例。	1,350,000円

次ページへ続きます

公表番号	事案の概要	和解金額
1585	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦について、別々の場所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。	1,020,000円
1608	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を生じたこと等を考慮して、平成23年4月から平成30年3月分まで、月額3万円（合計252万円）が賠償された事例。	2,520,000円

【小さい子どもを連れて避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1581	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。	2,626,500円 和解仲介に係る 弁護士費用 76,500円を 含む
1635	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったことを考慮して、平成23年3月分につき月額5万円、同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、別離の解消後も引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例。	1,480,000円
1641	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、事故当時1歳の申立人長男及び事故後に出生した申立人二男の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例。	2,190,000円

【家族の介護をしながら避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1654	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患を罹患して手術や入院をし、その後眼疾患も罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額1万円が、それぞれ賠償された事例。	2,343,050円

次ページへ続きます 

公表番号	事案の概要	和解金額
1638	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料10万円のほか、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円または月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例。	3,287,000円

【さまざまな困難があったケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1658	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、1. 申立人母について、申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分につき月額9万6000円、同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、2. 申立人子2名について、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分および同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例。	4,656,430円
1732	避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人夫婦について、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として約37万円の賠償に加えて、魚介類の購入費相当分として約27万円の賠償が認められたほか、避難によって同居していた申立人夫の母との別離が生じた平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められた事例。	1,660,100円

【給与等の賠償】

公表番号	事案の概要	和解金額
1217	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の申立てにおいて、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、避難中に同申立人が鬱状態に陥ったことや、避難中に就職したものの勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成28年6月分までの減収分（影響割合10割）が賠償された事例。	総額 12,221,744円 (うち 就労不能損害分 7,094,116円)

次ページへ続きます 

【財物の賠償】

公表番号	事案の概要	和解金額
1010	申立人が自宅用地として平成21年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は畑または山林となっているものの、同土地が宅地に囲まれていることなどの事情を考慮して現況宅地と認定した上で、価値減少率を全損と評価し、購入価格を損害額とする賠償が認められた事例。	15,450,000円 (和解仲介に係る 弁護士費用 45万円を含む)
1560	帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を算定し、これによる額と上記既払分との差額分が賠償された事例。	432,000円
1673	申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続で支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほかに、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例。	7,171,388円
1681	申立人夫が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する土地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地）について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価）と一体として利用されていること及び形状（間口の狭い旗竿地）等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償されたほか、申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例。	7,985,688円 (既払額: 5,483,200円)

この他にもさまざまなケースの和解事例が紹介されています。

※ 和解金額の弁護士費用について

多くの方は個人で申立てを行っていますが、任意で弁護士に依頼することができます。また、和解が成立した際にその費用の一部が賠償されます。

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638



双葉町からのお知らせ

双葉町民の避難状況 (5月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	13	福井県	2	広島県	3
青森県	17	山梨県	14	山口県	1
岩手県	11	長野県	13	徳島県	-
宮城県	245	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	13	静岡県	25	愛媛県	5
山形県	20	愛知県	10	高知県	-
茨城県	461	三重県	1	福岡県	8
栃木県	156	滋賀県	1	佐賀県	2
群馬県	36	京都府	12	長崎県	5
埼玉県	781	大阪府	7	熊本県	2
千葉県	174	兵庫県	3	大分県	5
東京都	357	奈良県	1	宮崎県	1
神奈川県	169	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	128	鳥取県	-	沖縄県	5
富山県	11	島根県	17	国外	6
石川県	11	岡山県	3	合計	2,774

(前月 2,769)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	244	鏡石町	10	三春町	28
会津若松市	40	天栄村	3	小野町	1
郡山市	653	下郷町	2	広野町	40
いわき市	2,158	只見町	2	檜葉町	8
白河市	180	南会津町	1	富岡町	7
須賀川市	68	猪苗代町	1	川内村	3
喜多方市	7	会津坂下町	12	大熊町	3
相馬市	56	会津美里町	4	浪江町	3
二本松市	17	西郷村	30	葛尾村	2
田村市	14	泉崎村	7	新地町	8
南相馬市	271	中島村	2	合計	4,007
伊達市	12	矢吹町	24		(前月 4,018)
本宮市	44	棚倉町	12		
桑折町	6	塙町	7		
川俣町	1	石川町	1		
大玉村	11	平田村	4		

避難者総数

6,781

(前月 6,787)

交流ルームひばり通信

一時帰宅について (南相馬市・浪江町・双葉町・郡山市)

新型コロナウイルス感染症
対策をして実施しますので
安心して申し込みください。

※双葉町の帰還困難区域への一時立ち入りについては、スクリーニング場までの送迎となります。

三条市の協力を得て、一時帰宅を計画しました。

故郷に帰還するにあたり、家の中の片付けをしたい方や、家周りの伸びた草木が気になる方もいるかと思います。

一時帰宅を希望する方は、申し込みの際に次の事項をお伝えください。

①7～8月の間の希望日

②往復利用か、片道利用か(※片道利用については、三条→現地のみ可)

行程 三条市出発 午前 5時頃

現地到着 午前10時頃(南相馬市の場合)

※自宅などに送迎

現地出発 午後 3時頃(南相馬市の場合)

三条市到着 午後 9時頃

※9～10月も募集予定です。



※お一人の申し込みでもOK

申込締切

6月13日(日)正午

交流ルーム「ひばり」

TEL 0256-33-8650

6月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
日曜日のひばり開設時間が変わりました。 午前10時～午後1時					11	12
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
13	14	15	16	17	18	19
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
20	21	22	23	24	25	26
	ひばり休み	ひばり休み	記念誌作成 打ち合わせ	ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2021.6.10現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	4	4
南相馬市 計	19	41
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	28	63

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511